

青森県報

第二百九十九号

令和三年
四月二十一日
(水曜日)

目次

訓 令

○青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………(地域産業課) ……一

告 示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
○右 同……………(同) ……二

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……二
○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三
○青森県地域防災計画修正の要旨……………(防災危機管理課) ……四

出先機関

○土地改良区の管理規程の認可……………(三八地域県民局) ……五
○土地改良区の定款変更の認可……………(県民局) ……六
○右 同……………(同) ……六

公安委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……六

訓 令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
中 南 地 域 県 民 局

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十六年九月青森県訓令甲第十九号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)以下「例」によ

る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	有限会社メイプル調剤薬局	所 在 地	十和田市東三番町一〇の六七	指 定 日	令和 三・三・二六
-----	--------------	-------	---------------	-------	--------------

青森県告示第百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	指定 障害福祉サービス	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 日
	主たる事務所の所在地		在宅生活へ 在宅生活へ 在宅生活へ	上北郡六ヶ所村 上北郡六ヶ所村 上北郡六ヶ所村	
名 称	特定非営利活動法人在宅生活	居室介護	在宅生活へ 在宅生活へ 在宅生活へ	上北郡六ヶ所村 上北郡六ヶ所村 上北郡六ヶ所村	令和 三・五・一
	特定非営利活動法人在宅生活		在宅生活へ 在宅生活へ 在宅生活へ	上北郡六ヶ所村 上北郡六ヶ所村 上北郡六ヶ所村	

青森県告示第百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	指定 障害福祉サービス	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 日
	主たる事務所の所在地		黒石苑	黒石市緑ヶ丘四 五の二	
名 称	株式会社KEMYカンパニー	生活介護	黒石苑	黒石市緑ヶ丘四 五の二	令和 三・五・一
	黒石市緑ヶ丘四 五の二		黒石苑	黒石市緑ヶ丘四 五の二	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県総務部人事課
- 五 青森市長島一丁目の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

五千五百万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域の区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化区域から除かれる区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、字平田、大字浜の町北一丁目、大字神田三丁目、四丁目、五丁目、大字撫牛子二丁目、大字城東北四丁目、大字末広一丁目、大字境関一丁目、大字福田一丁目、大字福村字林元、字早稲田、

大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、三丁目、四

丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字清水富田字清水流、大字旭ヶ丘一丁

目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、三丁目、大字清水二丁目、大字樹木二丁

目、大字茂森新町三丁目、大字和田町、大字浜の町西一丁目、大字藤代二丁目

及び大字清野袋字岡部の各一部

市街化調整区域から除かれる区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字

高屋字本宮、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎二丁目、

三丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字緑ヶ丘二丁目、二丁目、大字清水

一丁目、大字若葉一丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町

二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目目の各一部

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される区域

弘前市大字桔梗野四丁目、大字樹木二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字

高屋字本宮、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字山崎二丁目、

三丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字緑ヶ丘二丁目、二丁目、大字清水

一丁目、大字若葉一丁目、大字常盤坂一丁目、大字茂森新町三丁目、大字茜町

二丁目、大字藤代二丁目及び大字清野袋五丁目目の各一部

市街化調整区域に追加される区域

弘前市大字高屋字本宮、大字駒越字村元、字平田、大字浜の町北一丁目、大

字神田三丁目、四丁目、五丁目、大字撫牛子二丁目、大字城東北四丁目、大字

末広一丁目、大字境関一丁目、大字福田一丁目、大字福村字林元、字早稲田、

大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、三丁目、大字大清水一丁目、三丁目、四

丁目、大字山崎一丁目、大字稔町、大字清水富田字清水流、大字旭ヶ丘一丁

目、大字清富町、大字緑ヶ丘二丁目、三丁目、大字清水二丁目、大字樹木二丁

目、大字茂森新町三丁目、大字和田町、大字浜の町西一丁目、大字藤代二丁目

及び大字清野袋字岡部の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和三年四月二十三日から同年五月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和三年四月二十一日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

令和三年三月二十四日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、国が実施する関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議との密接な連携を確保することとした。

第三章 災害予防計画

第二節 業務継続性の確保

病院等、人命に関わる重要施設の管理者において、非常用電源の確保に努めることとしたほか、県、電気事業者等は、重要施設等の非常用電源設置状況等の把握、電源車等の配備調整の円滑化等に努めることとした。

第三節 防災業務施設・設備等の整備

警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送施

設等の広域防災拠点の確保において、市町村有施設等の活用に当たっては、予め協定を締結することとした。また、広域防災拠点施設については、「青森県広域防災拠点リスト」として定めることとした。

第七節 防災教育及び防災思想の普及

ハザードマップ等の配布・回覧時、居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知するなど、避難に関する情報の意味の理解促進に努めることとした。

第八節 企業防災の促進

豪雨時等における従業員の安全確保を図るため、事業者においてテレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の措置を講じるよう努めることとした。

第十節 避難対策

指定避難所における感染症対策について、平時からの検討・取組に努めることとした。

第十六節 交通施設対策

船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のため、防衝工設置に努めることとした。

第十七節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

電気事業者及び電気通信事業者における停電、通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供体制の整備に努めることとした。

第四章 災害応急対策計画

第二節 情報収集及び被害等報告

各機関において機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機等の活用を図ることとした。

第四節 災害広報・情報提供

災害関連情報を外国人に提供するに当たり、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図ることとした。

第六節 広域応援

国が派遣する内閣府調査チームとの連携を図ることとした。

第八節 避難

災害時応援協定の締結に伴う所要の修正を行った。

第十四節 応急住宅供給

青森県災害救助法施行細則の改正により、被災住宅の応急修理の対象が拡充されたことに伴う所要の修正を行った。

第十七節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、効率的な物資支援の推進に努めることとした。

第二十四節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルを作成、周知することとした。

第二十九節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

事業者において、通信障害の状況や原因等を関係機関に対し迅速に通報することとした。

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第六節 危険物等災害対策

事業者において、危険物流出事故の防止対策の推進に努めることとした。

地震・津波災害対策編

「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

火山災害対策編

第一章 総則

第八節 火山災害の想定

各火山の想定影響範囲図を追加し、記載内容の充実を図った。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

原子力災害対策編

第一章 総則

第六節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急防護措置を準備する区域(U P Z)の原子力災害対策の目標に係る記述の国際的な考え方との整合性を図った。

第二章 原子力災害事前対策

第十一節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

一 原子力災害拠点病院の研修・訓練に係る役割を整理した。

二 安定ヨウ素剤の配布体制に関し、甲状腺の内部被ばく及び健康影響の年齢による違いを考慮し服用を優先すべき対象者を追加した。

三 安定ヨウ素剤の管理場所として薬局を追加した。

第三章 緊急事態・応急対策

第三節 活動体制の確立

国の原子力被災者生活支援チームに関する記載を整理した。

第四節 屋内退避、避難収容等の防護活動

一 自然災害との複合災害が発生した場合に、人命の安全を第一とした防護措置を実施することについて整理した。

二 感染症流行下において原子力災害が発生した場合の屋内退避、避難収容等防護活動の実施について追加した。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、浅水七崎土地改良区の頭首工管理規程を令和三年四月十二日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和三年四月二十一日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものと

する。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を令和三年四月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年四月二十一日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を令和三年四月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年四月二十一日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年四月二十一日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

一 特定役務の名称及び数量

青森県警察通信指令システム賃貸借（再リース） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 契約金額

五千百十五万三千九百六十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定により、随意契約としたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円